

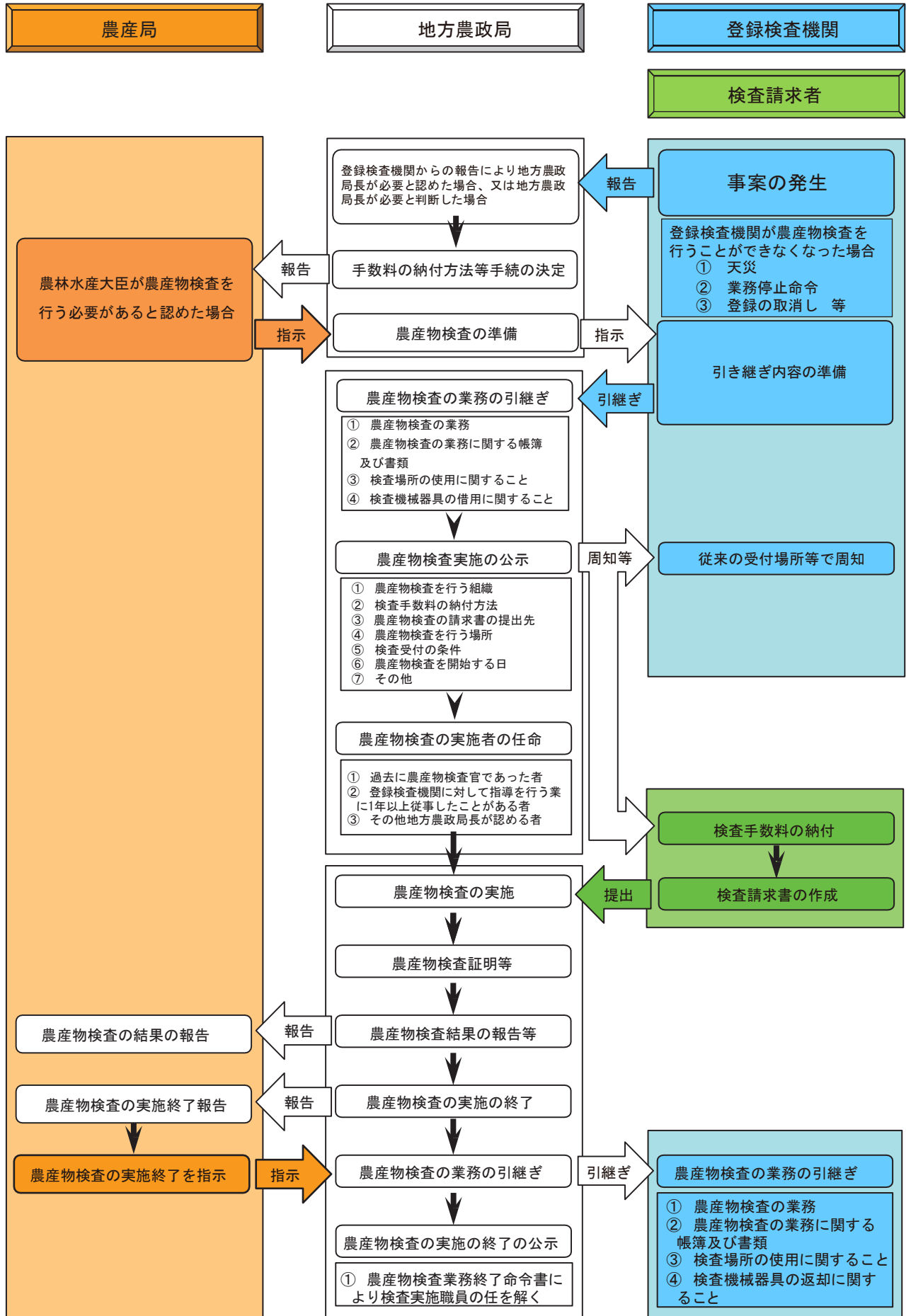
別紙 13

基本要領Ⅲの第2 国の臨時特例的農産物検査

国の臨時特例的農産物検査実施 マニュアル

国の臨時特例的農産物検査の実施手続	・・・13-1
第1 臨時特例的農産物検査実施の決定等	・・・13-2
第2 手数料の納付方法の決定	・・・13-2
第3 農産物検査の実施者の任命	・・・13-2
第4 農産物検査の実施等	・・・13-3
第5 農産物検査証明等	・・・13-3
第6 農産物検査結果の報告等	・・・13-3
第7 農産物検査の終了	・・・13-3
第8 その他	・・・13-3
○ 様式第1号 国の臨時特例的農産物検査の発生状況報告書	・・・13-4
○ 様式第2号 公示	・・・13-5
○ 様式第3号 農産物検査業務実施命令	・・・13-6
○ 様式第4-1号～第4-4号 検査請求書	・・・13-7
○ 様式第5-1号～第5-3号 検査請求者別検査台帳	・・・13-11
○ 様式第6号 農産物検査業務終了命令	・・・13-14
○ 様式第7号 国の臨時特例的農産物検査の実施終了報告書	・・・13-15
○ 様式第8号 公示	・・・13-16

国の臨時特例的農産物検査の実施手続



国の臨時特例的農産物検査実施マニュアル

第1 臨時特例的農産物検査実施の決定等

1 登録検査機関は、天災又は地方農政局長が行った行政処分等の結果、農産物検査を行えない区域が生じたと判断する場合は、当該区域を管轄する地方農政局長（北海道農政事務所長及び内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第35条に定める臨時特例的農産物検査の要請を行うことができる。

2 地方農政局長は、天災、登録検査機関に対する行政処分等により管内の登録検査機関が農産物検査を行うことができないと自らが判断した場合又は1により登録検査機関から要請があり、農産物検査を行う必要があるときは、直ちに、その内容を様式第1号により、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に報告する。
この場合、迅速な農産局長への報告の観点から、状況を勘案し、報告を電子メールで行うことができる。

様式第1号

3 農産局長は、基本要領Ⅲの第2の2に基づき審査した結果、臨時特例的に農産物検査を行うことが必要であると認める場合、地方農政局長に登録検査機関から事務の引継ぎを受け、検査を行う体制をとるよう指示する。
なお、臨時特例的農産物検査の実施に当たり、地方農政局長は、状況を勘案し、農産局長に助言を求めることができる。

4 業務の引継ぎを受けた地方農政局長は、法第35条第2項の規定に基づき、様式第2号による公示を行う。

様式第2号

第2 手数料の納付方法の決定

手数料の納付については、原則として会計法規に基づき納入告知書で行うものとするが、農産局長及び地方農政局長は、状況を勘案し、現金、印紙をもってする歳入金納付に関する法律（昭和23年法律第142号）の規定に基づく収入印紙及びその他の手段による納付方法が必要であると認める場合は、所要の手続を行う。

第3 農産物検査の実施者の任命

地方農政局長は、次に掲げる要件のいずれかを満たした職員の中から、様式第3号により農産物検査を実施する職員（以下「検査実施職員」という。）を任命する。

様式第3号

なお、検査実施職員は、検査場所において、地方農政局長が発行した身分証明書及び別紙様式第3号の農産物検査業務実施命令書を携帯する

- 1 過去に農産物検査官であった者
- 2 登録検査機関に対して指導を行う業務に1年以上従事したことがある者
- 3 その他地方農政局長が認める者

第4 農産物検査の実施等

- 1 農産物検査を受けようとする者（以下「検査請求者」という。）は、農産物検査法関係手数料令（昭和59年政令第143号）に定める額を地方農政局長に納付するとともに様式第4号により、地方農政局長に提出し、検査請求を行う。
- 2 検査請求書を受理した地方農政局長は、検査実施職員に、農産物検査関係法令及び農産物検査関係通知の規定に基づき、農産物検査を実施させる。

様式第4号

第5 農産物検査証明等

検査実施職員は、規則に定める農産物検査証明書を発行する場合は、規則に定める等級証印を押印するとともに、登録検査機関名については、地方農政局（北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）の名称印（ゴム印可、以下「地方農政局印」という。）、検査年月日については日付印、検査員認印については検査実施職員の認印を押印する。

なお、検査実施職員は、等級証印、地方農政局印、日付印及び認印を適切に管理する。

第6 農産物検査結果の報告等

地方農政局長は、検査実施職員が実施した検査結果を様式第5号の台帳に記録するものとし、その結果を取りまとめて、基本要領Ⅲの第3の規定に基づき、農産局長へ報告する

様式第5号

第7 農産物検査の終了

- 1 地方農政局長は、予定する農産物検査が終了又は登録検査機関が農産物検査の全部又は一部を行うことが可能となり臨時特例的農産物検査の必要がなくなったと判断した場合、様式第7号により農産局長に報告する。
- 2 1により報告を受けた農産局長は、臨時特例的農産物検査を行う必要がないと認めた場合、臨時特例的農産物検査の終了を指示する。

様式第7号

- 3 指示を受けた地方農政局長は、第1の4により引き継いだ内容について、当該登録検査機関に引き継ぎを行い、臨時特例的農産物検査を終了し様式第8号により公示するとともに様式第6号により検査実施職員の任を解く。

様式第8号

様式第6号

第8 その他

法第35条の規定に基づく国の臨時特例的農産物検査の実施に当たり、農産物検査の手順、人員の配置、検査実施計画等の必要な事項については、別途地方農政局長又は農産局長が定める。

様式第1号

番 号
年 月 日

農産局長 殿

地方農政局長

〔北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕

国の臨時特例的農産物検査の発生状況報告書

項 目	状 況
検査を行うことができなくなった登録検査機関名	
検査を行うことが困難になった理由	
農林水産大臣が農産物検査を行う必要性	
検査を行う場所	
検査受付の条件	
手数料の納付方法	
検査実施予定職員数	
検査実施予定期間	

公 示

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第35条第1項の規定に基づき、下記により農産物検査を行うこととするので、同条第2項の規定に基づき公示する。

農林水産大臣

記

- 1 農産物検査を行う組織
- 2 検査手数料の納入方法
- 3 農産物検査の請求書の提出先
- 4 農産物検査を行う場所
- 5 検査受付の条件
- 6 農産物検査を開始する日
- 7 その他

農林水産 官

殿

農林水産大臣

農産物検査業務実施命令

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第35条の規定に基づき、国の臨時特例的農産物検査の業務を下記のとおり実施することを命ずる。

記

- 1 検査を行う場所
- 2 検査開始年月日
- 3 その他

検査請求書（品位等検査を受けようとする生産者）

記

1 品位等検査を受けようとする農産物

種類	生産年度	銘柄	包装の種類	量目	数量	検査手数料額	備考
検査手数料の合計額							

2 希望受検場所

3 希望受検期日

上記により、農産物検査法

{	第3条の品位等検査（米穀の品位等検査） 第6条の品位等検査（麦の品位等検査） 第9条の品位等検査（米麦以外の農産物の品位等検査）	}
---	--	---

を受けたいので、

農産物検査法第35条の規定に基づき請求します。

令和 年 月 日

検査請求者

住 所
氏名又は名称

地方農政局長

〔北海道農政事務所長〕 殿
〔内閣府沖縄総合事務局長〕

(注)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 農産物検査法第6条の品位等検査を受けようとする普通小麦のうち、その水分の含有率及び容積重の数値について同法第13条第1項の規定による検査証明を受けようとするものについては、1の表の備考欄に、「数値」と記載するものとする。

査請求書（品位等検査を受けようとする輸入者）

記

1 品位等検査を受けようとする農産物

種 類	産地国	銘 柄	包装の種類	量目	数 量	検査手数料額	備 考
検 査 手 数 料 の 合 計 額							

2 船舶名、輸入港名、入港年月日その他品位等検査を受けようとする農産物を特定するために必要な事項

3 希望受検場所

4 希望受検期日

上記により、農産物検査法

{	第4条の品位等検査（輸入米穀の品位等検査） 第7条の品位等検査（輸入麦の品位等検査） 第9条の品位等検査（米麦以外の輸入農産物の 品位等検査）	}
---	--	---

を受けたいので、

農産物検査法第35条の規定に基づき請求します。

令和 年 月 日

検査請求者

住 所

氏名又は名称

地方農政局長

〔 北海道農政事務所長 〕 殿
〔 内閣府沖縄総合事務局長 〕

（注）様式第4-1号の（注）1と同様とする。

検査請求書（品位等検査を受けようとする売買取引業者等）

記

1 品位等検査を受けようとする農産物

種類	生産年度	産地国	銘柄	包装の種類	量目	数量	検査手数料額	備考
検査手数料の合計額								

2 船舶名、輸入港名、入港年月日その他品位等検査を受けようとする農産物を特定するために必要な事項

3 希望受検場所

4 希望受検期日

上記により、農産物検査法

<p>第5条第1項の品位等検査（検査を受けていない米穀の品位等検査）</p> <p>第5条第2項の品位等検査（期間経過米検査）</p> <p>第8条において準用する同法第5条第1項の品位等検査（麦の品位等検査）</p> <p>第9条の品位等検査（米麦以外の農産物の品位等検査）</p> <p>第15条第2項の品位等検査（検査が失効した麦の品位等検査）</p>	}	を受けたいので、
---	---	----------

農産物検査法第35条の規定に基づき請求します。

令和 年 月 日

検査請求者

住 所

氏名又は名称

地方農政局長

〔北海道農政事務所長〕 殿
〔内閣府沖縄総合事務局長〕

(注)

- 1 1の表の産地国欄及び2は、輸入農産物について記載するものとする。
- 2 農産物検査法第15条第2項の品位等検査を受けようとする麦については、1の表の備考欄に「失効」と記載するものとする。
- 3 その他は、様式第4-1号の(注)1と同様とする。

検査請求書（成分検査を受けようとする者）

記

1 品位等検査を受けようとする農産物

種 類	生産年度	銘 柄	包装の種類	量 目	数 量	成分検査の項目	検査手数料額	備 考
検 査 手 数 料 の 合 計 額								

2 希望受検場所

3 希望受検期日

上記により、農産物検査法第 10 条の成分検査を受けたいので、農産物検査法第 35 条の規定に基づき請求します。

令和 年 月 日

検査請求者

住 所

氏名又は名称

地方農政局長

〔 北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

(注) 様式第 4 - 1 号の (注) 1 と同様とする。

検査請求者別検査台帳 (国内産農産物)

農産物検査を請求した者の氏名又は名称 (法人にあっては代表者の氏名)		住 所																								
農産物検査法上の受験根拠規定										水分	容積重	検査実施 職員名														
法第 条 項 ()					法第 条 項 ()								合計													
農産物検査を 行った年月日	農産物検査の 請求を受けた 年月日	検 場	種 類	生 産 年 度	銘 柄	包 装	量 目	等級別数量 (下段; 格付理由)					計													
								計						計												
・	・							/																		
・	・							/																		
・	・							/																		
・	・							/																		
・	・							/																		
・	・							/																		

(注) 1 でん粉については会計年度ごとに、それ以外の農産物については生産年度ごとに作成する。
 2 容積重については、品位等検査に係る検査証明を行ったものに限り記入する。なお、農産物検査規格規定 (平成13年2月28日農林水産省告示第244号) の品位において、当該項目がない種類にあっては、項目を省略することができる。

農林水産 官

殿

農林水産大臣

農産物検査業務終了命令

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第35条の規定に基づく国の臨時特例的農産物検査の業務を下記のとおり終了するので、農産物検査業務実施命令書（年月日及び番号）を返却されたい。

記

- 1 終了年月日
- 2 その他

農産局長 殿

地方農政局長

〔北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕

国の臨時特例的農産物検査の実施終了報告書

項 目	状 況
検査終了した理由	
検査を行った場所	
納付された手数料額（円）	
検査実施職員数	
検査実施期間	
その他特記事項	

公 示

下記により行ってきた農産物検査を行わないこととするので、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 35 条第 2 項の規定に基づき公示する。

農林水産大臣

記

- 1 農産物検査を行う組織
- 2 農産物検査の請求書の提出先
- 3 農産物検査を行う場所
- 4 農産物検査を終了する日
- 5 その他